

入所料金表（介護保健施設サービス費）

令和8年(2026年)6月1日 改定

1. 基本サービス費 *介護保健施設サービス費の地域区分4級地(神戸市)で計算した額です。

単位(円/日)

1割・2割	【基本型】				【在宅強化型】			
	4人部屋・3人部屋		個室		4人部屋・3人部屋		個室	
負担割合	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
要介護1	836	1,672	756	1,512	918	1,836	831	1,661
要介護2	889	1,777	805	1,609	999	1,997	910	1,820
要介護3	957	1,914	873	1,746	1,069	2,138	979	1,957
要介護4	1,013	2,026	931	1,862	1,130	2,260	1,039	2,077
要介護5	1,067	2,134	983	1,965	1,186	2,372	1,097	2,193
3割	【基本型】				【在宅強化型】			
	4人部屋・3人部屋		個室		4人部屋・3人部屋		個室	
負担割合	3割		3割		3割		3割	
要介護1	2,508		2,268		2,754		2,492	
要介護2	2,666		2,413		2,995		2,729	
要介護3	2,871		2,619		3,207		2,935	
要介護4	3,039		2,792		3,390		3,115	
要介護5	3,200		2,947		3,558		3,289	

2. 加算料金 *介護保健施設サービス費の地域区分4級地(神戸市)で計算した額です。

単位(円/日)

負担割合	1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24	47	70	サービスの質の向上に資する取組みを実施した上で、①介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上 ②勤続年数10年以上の介護福祉士35%以上のいずれかの場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19	38	57	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7	13	19	①～③のいずれかの場合 ①介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合 ②看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上の場合 ③利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める勤続7年以上の職員の割合が30%以上の割合
介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数の一部負担額分(令和8年6月1日～)			
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	所定単位数に9.7%を乗じた単位数の一部負担額分(令和8年6月1日～)			
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に7.5%を乗じた単位数の一部負担額分(令和8年5月31日まで)			
初期加算(Ⅰ)	64	127	190	入所日から起算して30日間 ※当該入所者が過去3月間(ただし日常生活自立度Ⅲ以上に該当する者は過去1月間とする)当施設に入所したことがない場合に限る ※加算(Ⅰ)は急性期医療を担う医療機関(一般病棟入院後30日以内)からの入所の場合 ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算定不可
初期加算(Ⅱ)	32	64	95	
安全対策体制加算	21	42	63	外部研修を受けた担当者を配置し、安全対策の体制が整備されている場合 ※入所時に1回限度
夜勤職員配置加算	26	51	76	入所者20名に1名以上の夜勤職員を配置した場合
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	106/月	211/月	317/月	見守り機器等を複数導入し、かつ(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の成果を示すデータを厚生労働省へ提出している場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11/月	21/月	32/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するために定期的に委員会を開催し、また見守り機器等を1つ以上導入する等の安全対策並びに生産性の向上にむけた活動を継続的に行い、その実績を厚生労働省している場合

加算料金 *介護保健施設サービス費の地域区分4級地(神戸市)で計算した額です。

単位(円/日)

科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	43/月	85/月	127/月	利用者ごとの日常生活動作能力の値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の基本情報を厚生労働省に提出している場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	64/月	127/月	190/月	(Ⅰ)に加え疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合
自立支援促進加算	317/月	633/月	949/月	医師が医学的評価を入所時に行い、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、その後3月に1回は計画の見直し評価を行い、結果等を厚生労働省に提出している場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	54	108	162	国の定めによる在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上の場合 ※【基本型】で要件を満たした場合に算定
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	54	108	162	国の定めによる在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上の場合 ※【在宅強化型】で要件を満たした場合に算定
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	475	949	1,423	入所予定日前30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合 ※1回限度
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	506	1,012	1,518	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合 ※1回限度
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	148	295	443	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、入所後1月以内にかかりつけ医に処方の変更の可能性について合意を得て、施設で薬剤を評価・調整し、退所時または退所後1ヶ月以内にかかりつけ医に情報提供した場合 ※1回限度 ※退所時に加算
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	74	148	222	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、入所後1月以内にかかりつけ医に処方の変更の可能性について合意を得て、退所時または退所後1ヶ月以内にかかりつけ医に情報提供した場合 ※1回限度 ※退所時に加算
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	253	506	759	(Ⅰ)を算定し、服薬情報等を厚生労働省に提出している場合 ※1回限度 ※退所時に加算
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	106	211	317	(Ⅰ)と(Ⅱ)を算定し、入所時6種類以上処方されていた内服薬の種類が退所時に1種類以上減少した場合 ※1回限度 ※退所時に加算
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅰ) ※口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合	56/月	112/月	168/月	リハビリ・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種間で一体的に共有し、リハビリテーション実施計画を作成、その情報を厚生労働省に提出した場合
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅱ)	35/月	70/月	105/月	リハビリテーション実施計画内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)	272	544	816	入所日から起算して3ヶ月以内 入所時及び1月に1回以上ADL等を評価し必要時はリハビリ計画書を見直し、その情報を厚生労働省に提出した場合
短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅱ)	211	422	633	入所日から起算して3ヶ月以内
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	253	506	759	入所日から起算して3ヶ月以内 ※週3回限度 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、その生活環境をを踏まえたリハビリ計画書を作成した場合
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	127	253	380	入所日から起算して3ヶ月以内 ※週3回限度
認知症ケア加算	81	161	241	3階認知症専門棟に入所され施設ケアを実施する場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4	7	10	入所者のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方に対して、施設内で認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催した場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5	9	13	(Ⅰ)の要件に加え、認知症介護指導者養成修了者を1名以上配置し認知症ケアの研修を実施した場合

加算料金 *介護保健施設サービス費の地域区分4級地(神戸市)で計算した額です。

単位(円/日)

認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	159/月	317/月	475/月	入所総数の半数以上が日常生活に注意を必要とする認知症者である場合に、認知症介護指導に係る専門的な研修を受けた職員を1名以上配置し、認知症ケアについて定期的な評価等を行い、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するようチームケアに取り組んだ場合 ※認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)併算定不可
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	127/月	253/月	380/月	入所総数の半数以上が日常生活に注意を必要とする認知症者である場合に、認知症ケアについて定期的な評価等を行い、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するようチームケアに取り組んだ場合 ※認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)併算定不可
認知症行動・心理症状 緊急対応加算 #1	211	422	633	認知症の行動・心理症状が認められた利用者について、緊急に介護老人保健施設サービスを行った場合 ※入所日から起算して7日限度 ※#2との併算定不可
若年性認知症利用者 受入加算 #2	127	253	380	受け入れた若年性認知症(64歳まで)利用者ごとに個別の担当者を定め、ニーズに応じたサービス提供を行う場合 ※#1との併算定不可
栄養マネジメント強化加算	12	23	35	管理栄養士を配置し、食事の観察を週3日以上行い、栄養状態や嗜好等を踏まえた食事の調整、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合 ※退所時栄養情報連携加算と併算定不可
療養食加算(1食あたり)	7	13	19	施設医師により利用者の病状等を判断し、療養食を提供した場合
経口移行加算	30	59	89	経管栄養の方が経口からの摂取ができるように進める場合 ※180日以内(医師の判断により継続あり)
経口維持加算(Ⅰ)	422/月	844/月	1,265/月	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者に対して経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	106/月	211/月	317/月	経口維持加算(Ⅰ)における経口維持計画に、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合 ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は算定しない
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	95/月	190/月	285/月	歯科医師又は歯科衛生士が口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、入所者に対し月2回以上口腔衛生等の管理を行い、また介護職員に対して技術的助言を行った場合 ※訪問歯科衛生指導料(診療報酬)が月3回以上算定された場合は算定しない
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	116/月	232/月	348/月	(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画内容の情報を厚生労働省に提出した場合
排せつ支援加算(Ⅰ)	11/月	21/月	32/月	利用者ごとの排せつに関する支援計画を作成し、その後3月に1回は計画の見直し評価を行い結果等を厚生労働省に提出している場合
排せつ支援加算(Ⅱ)	16/月	32/月	48/月	(Ⅰ)の要件に加え、軽減が見込まれる利用者について排尿・排便の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排せつ支援加算(Ⅲ)	21/月	42/月	63/月	(Ⅰ)の要件に加え、軽減が見込まれる利用者について排尿・排便の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4/月	7/月	10/月	褥瘡及び褥瘡の発生リスクのある入所者に褥瘡管理を実施し、入所時及びその後3月に1回評価及び褥瘡ケア計画を見直し、その情報を厚生労働省に提出した場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14/月	28/月	42/月	(Ⅰ)の要件に加え、当該褥瘡が治癒したこと、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡が発生していない場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	252	504	756	肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、投薬、検査、処置等を行った場合 ※1月に1回、連続して7日限度
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	506	1,012	1,518	(Ⅰ)の要件に加え医師が感染症対策に関する研修を受講している場合 ※1月に1回、連続して10日限度
緊急時治療管理	546	1,092	1,638	緊急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等を行った場合 ※1月に連続する3日間を限度
特定治療	—	—	—	やむを得ない事情によりハビリテーション・処置・手術・麻酔・放射線治療を行った場合 ※医科診療報酬点数表に基づく点数

加算料金 *介護保健施設サービス費の地域区分4級地(神戸市)で計算した額です。

単位(円/日)

新興感染症等施設療養費	253	506	759	入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し適切な感染対策を行った場合 ※1月に1回、連続する5日を限度
協力医療機関連携加算(1) (令和6年度)	106/月	211/月	317/月	入所者の病歴等の情報を協力医療機関と定期的な会議(テレビ会議含む)で共有し、入所者が急変した場合等において必要時の診療、入院の体制が確保している場合
協力医療機関連携加算(1) (令和7年度～)	53/月	106/月	159/月	入所者の病歴等の情報を協力医療機関と定期的な会議(テレビ会議含む)で共有し、入所者が急変した場合等において必要時の診療、入院の体制が確保している場合
協力医療機関連携加算(2) (令和7年度～)	6/月	11/月	16/月	入所者の病歴等の情報を協力医療機関と定期的な会議(テレビ会議含む)で共有している場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	11/月	21/月	32/月	感染症法に規定する第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時の体制を確保し、また一般的な感染症の発生時に備え医療機関等が行う研修又は訓練に1年に1回参加し協力医療機関と連携し対応している場合。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	6/月	11/月	16/月	協力医療機関※から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導をうけていること。 ※診療報酬における感染症対策向上加算算定の医療機関
外泊時費用	382	763	1,145	月6日を上限 ※外泊初日と最終日と除く
外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)	844	1,687	2,530	外泊時に施設が提供する在宅サービスを利用した場合 ※月6日を上限
入退所前連携加算(Ⅰ)	633	1,265	1,898	入所前又は後30日以内に居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合 ※1人に1回限度
入退所前連携加算(Ⅱ)	422	844	1,265	入所期間1月を超えた入所者が退所し居宅サービス等を利用する際に居宅介護支援事業所へ診療状況や居宅サービスに必要な情報を提供した場合 ※1人に1回限度
試行的退所時指導加算	422	844	1,265	入所者・家族様等に対し退所後の療養上の指導を行った場合 ※1月に1回限度
退所時情報提供加算(Ⅰ)	527	1,054	1,581	居宅へ退所する入所者について、施設医が退所後の主治医に対し心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合 ※1人に1回限度
退所時情報提供加算(Ⅱ)	264	527	791	医療機関へ退所する入所者について、施設医が退所後の主治医に対し心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合 ※1人に1回限度
訪問看護指示加算	317	633	949	退所する入所者について、施設医が訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合 ※1回限度
退所時栄養情報連携加算	74	148	222	特別食(疾病治療)を必要とする入所者が在宅、施設又は医療機関へ退所する際に、施設の管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供する場合。 ※1月に1回限度 ※栄養マネジメント強化加算と併算不可
再入所時栄養連携加算	211	422	633	特別食(疾病治療)を必要とする入所者が医療機関を退院する際に、施設の管理栄養士が医療機関の退院前カンファレンスに同席し医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養ケア計画を作成する場合 ※1回限度
ターミナルケア加算(死亡日前31～45日)	76	152	228	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがなく、利用者または家族の同意を得て、当該施設でターミナルケア計画を策定し実施した場合 ※死亡月にまとめて算定
ターミナルケア加算(死亡日前4～30日)	169	338	506	
ターミナルケア加算(死亡日前日・前々日)	960	1,919	2,878	
ターミナルケア加算(死亡日)	2,003	4,006	6,008	

3. 施設利用料

令和8年8月1日～	第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階	
食費	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり
		300円	9,000円	390円	11,700円	680円	20,400円	1,420円	42,600円	1,890円

令和8年7月31日まで	第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階	
食費	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり
		300円	9,000円	390円	11,700円	650円	19,500円	1,360円	40,800円	1,890円

おやつ	1日 120円	30日 3,600円	
-----	---------	------------	--

令和8年8月1日～		第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階		
居住費	個室	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	
		多床室	0円	0円	430円	12,900円	430円	12,900円	530円	15,900円	697円	20,910円
			550円	16,500円	550円	16,500円	1,370円	41,100円	1,470円	44,100円	1,728円	51,840円

令和8年7月31日まで		第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階		
居住費	個室	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	
		多床室	0円	0円	430円	12,900円	430円	12,900円	430円	12,900円	437円	13,110円
			550円	16,500円	550円	16,500円	1,370円	41,100円	1,370円	41,100円	1,728円	51,840円

特別な室料(個室)	1日 1,100円	30日 33,000円
-----------	-----------	-------------

*2階のみ部屋に洗面・収納家具・テレビを備えております。

特別な食費	実費	入所者様のご希望による特別な食事代や行事食の追加的費用
日用品費(※)	実費	ご希望により、日常生活に必要なもの(ティッシュ100円 歯ブラシ70円 歯磨き粉200円 他)
教養娯楽費(※)	1日 50円	季節行事 レクリエーション等の材料費
喫茶代(※)	1杯 85円	ご希望者のみ(コーヒー・紅茶代)
電気代	1日 30円	電気毛布、冷蔵庫等を使用される場合(2階の個室は除く)
私物洗濯代	1回 200円	衣類の汚れがひどい等の理由で、施設で洗濯・乾燥を行った場合
理美容代	2,000～4,000円	月2回月曜日・ご希望者のみ/予約制(カット パーマ 毛染め)
各種クラブ活動費	実費(希望者のみ)	講師を招いて実施する各種クラブの活動費用(書道、ふれあい喫茶、ふれあい居酒屋など)
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種などに係る費用
受診代	実費	医療機関に受診された場合、一部自己負担金が必要となります。
診断書作成料	5,000円	当施設の医師が作成した場合
死亡診断書作成料	10,000円	当施設の医師が作成した場合
エンゼルケア料	20,000円	死亡確認後、体の清拭、衛生処置、着替え、エンゼルメイクを行う費用
その他	実費	ターミナルケア時の特別な室料、お寝巻き・肌着等 ※お寝巻きや肌着は施設でご用意できますが、ご持参いただいたものも承ります。

(*)は別紙申込書にてお申し込みください。

(3) その他(別途業者との契約になります。)

リース	タオル・衣類	別紙参照	タオルリース(月4,950円) タオル 衣服リースAセット(月19,800円)
	テレビ	1日 110円	(月3,300円)・希望者のみ・特別な個室は除く・3階には設置していません。